

諮問庁：国立大学法人琉球大学

諮問日：令和元年6月10日（令和元年（独個）諮問第14号）

答申日：令和元年9月4日（令和元年度（独個）答申第25号）

事件名：特定年度一般選抜に係る本人の「面接減点の理由あるいは減点項目」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期特定受験番号（面接減点の理由あるいは減点項目）（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月4日付け琉大総第466号により、国立大学法人琉球大学（以下「琉球大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、なぜ面接で減点されたのか、その理由を明らかにするよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

入試において、性別、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等という属性を理由として取扱いの差異を設けることは不適切であり、減点の理由を不開示とすると、これらによる差異であったことを否定できず、適切とは言えないから。

（2）意見書

理由説明書（下記第3の1）原処分について

審査請求人に係る「面接減点の理由あるいは減点項目」については、同試験において減点に関する事項が定められていないことから、これを保有していないものと判断した。とある。

- ・ 減点に関する事項が定められてなく、これを保有していないのであるならば、加点に関する事項、その他定められている事項について開示を求める。

- ・ また、全受験生が全面接試験官と面接するわけではなく、当然、公正を期すために最低限のルールが存在すると思われるが、その開示を求める。
- ・ 前項の「最低限のルール」に関する事項が定められていない、もしくは開示できない場合、全面接官に対してどのように採点を行ったのかについての調査をし、その結果を開示することを求める。
- ・ さらに、年齢などの属性が採点に影響していないことを示す一つの資料として、合格者、不合格者それぞれにおける面接点の年齢別最高点、最低点、平均点の開示を求める。（個人情報保護の問題があるのであれば、文部科学省の「特定学部特定学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査」における「国公立大学特定学部特定学科の入学選抜実施状況」と同じく、18歳以下、19歳、20歳、21歳、22歳という分類による開示を求める）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

本件開示請求は、審査請求人に関する「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期試験（小論文、面接それぞれの得点、および面接減点の理由あるいは減点項目）」の開示を求めるものであるところ、処分庁は、「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期試験」に記録された審査請求人の成績を対象として特定した。なお、当該保有個人情報について、法14条各号に規定する不開示情報に該当するとは認められない。

審査請求人に係る「面接減点の理由あるいは減点項目」については、同試験において減点に関する事項が定められていないことから、これを保有していないものと判断した。

以上から、本件開示請求について、「面接減点の理由あるいは減点項目」に関する個人情報（本件対象保有個人情報）を不開示（原処分）とし、「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期試験」に記録された審査請求人の成績を開示する旨の処分を行った。

2 審査請求について

(1) 審査請求の趣旨及び理由について

上記第2の2(1)のとおり。

(2) 審査請求に対する検討

本面接試験の評価に当たっては、減点に関する項目を設けておらず、また、同試験の受験者について、減点の理由を記載した文書は作成していない。

したがって、前述のとおり、諮問庁は、審査請求人に係る「面接減点の理由あるいは減点項目」に関する個人情報を保有していない。

3 本件審査請求に対する諮問庁の判断

以上のことから、原処分を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月29日 審議
- ⑤ 同年9月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期特定受験番号（小論文、面接それぞれの得点、および面接減点の理由あるいは減点項目）」の開示を求めるものであり、処分庁は、「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期」に記録された保有個人情報を特定し開示した上で、当該合否判定に係る「面接減点の理由あるいは減点項目」情報（本件対象保有個人情報）は保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、なぜ面接で減点されたのか、その理由を明らかにするよう求めており、これは本件対象保有個人情報の開示を求めていると解されるどころ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人に関する「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期（小論文、面接それぞれの得点、および面接減点の理由あるいは減点項目）」の開示を求めるものであるところ、「特定年度一般選抜合否判定資料 特定学部特定学科後期」に記録された審査請求人の成績を対象として特定し開示したが、「面接減点の理由あるいは減点項目」（本件対象保有個人情報）については、同試験において減点に関する事項が定められておらず、これを保有していないことから、不開示としたものである。

イ 審査請求人は、審査請求において、「なぜ面接で減点されたのか、その理由を明らかにするよう求める。」としているが、諮問庁は、本面接試験の評価に当たっては、減点に関する項目を設けておらず、また、同試験の受験者について、減点の理由を記載した文書は作成していないことから、審査請求人に係る「面接減点の理由あるいは減点項

目」に関する個人情報を保有していない。

ウ また、本面接試験の実施に関しては、「面接試験（前期・後期日程）実施要領」を定めているが、「面接減点の理由あるいは減点項目」については定めていない。

エ なお、本審査請求を受け、諮問庁において、本件開示請求に係る試験に関する法人文書ファイルを含め探索したが、該当する情報及び文書は存在しなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当審査会において、諮問庁から上記(1)ウの「面接試験（前期・後期日程）実施要領」の提示を受け確認したところ、当該要領には、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる記載等は認められず、その外、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、琉球大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、琉球大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司